

さっぽろ圏のまちづくりへの応援のお願い

さっぽろ連携中枢都市圏は「『住みたくなる』『投資したくなる』、『選ばれる』さっぽろ圏域」を目指し、札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町、長沼町の8市3町1村により、2019年3月に形成され、圏域内市町村が一丸となって、さまざまな連携した取組を行いながら、魅力・活力のある「まちづくり」を推進しています。

しかし、圏域の20～29歳人口における道外への社会増減数は悪化を続けている（※）など、「まち」をつくる「ひと」の流出に歯止めがかかっておらず、このような人材の流出は圏域の魅力・活力の低下につながりかねません。

そこで、さっぽろ圏では「『まちづくり』は『ひとづくり』である」との考えのもと、「企業版ふるさと納税」などを活用して、民間企業の皆様とより一層の連携を深めながら、圏域を支える「ひと」の育成や確保に向けた取組をさらに強化し、持続可能な「まちづくり」を行っていきたいと考えています。

生まれたばかりのさっぽろ圏の「まちづくり」を応援していただける皆様からの投資をお待ちしています。

～「住みたくなる」「投資したくなる」、
「選ばれる」さっぽろ圏域へ～



※ さっぽろ連携中枢都市圏ビジョンに掲げる基本KPI「20～29歳人口における道外への社会増減数：▲2,805人（2017年）→▲1,400人（2023年）」に対し、2018年時点では▲3,480人となっています。

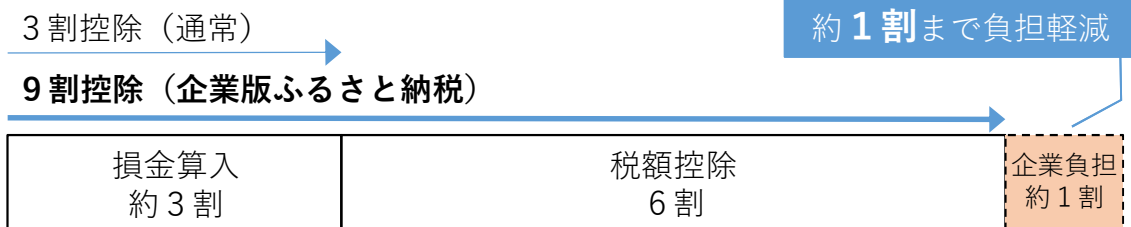
～企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）とは～

民間企業その他法人（※1）の皆様が、地方公共団体の地方創生プロジェクトに対し、寄附をしていただいた場合、通常の寄附における損金算入措置（約3割）に加え、法人関係税（法人住民税、法人事業税、法人税）の税額控除（最大6割）により、最大で寄附額の約9割が軽減される仕組みです（※2）。

たとえば、民間企業様が札幌市に1,000万円を寄附（※3、4）した場合、約900万円分の税の軽減効果があります。

- ※1 札幌市内に本社のある法人は税額控除の対象外（損金算入措置約3割のみ）です。
- ※2 2020年度税制改正により、税額控除の割合の引き上げ等が行われました。
- ※3 寄附の代償として、札幌市から経済的な利益を受けることは禁止されています。
- ※4 1口10万円から寄附いただけます。

<税制措置のイメージ>



さっぽろ圏では、魅力・活力のある「まちづくり」
に連携して取り組んでいきます（想定取組は裏面をご覧ください）



さっぽろ連携中枢都市圏

検索

【問い合わせ先（さっぽろ連携中枢都市圏代表）】

札幌市まちづくり政策局政策企画部企画課（広域連携担当）

TEL：011-211-2281 MAIL：ki.kikaku@city.sapporo.jp

さっぽろ圏「ひとづくり」プロジェクト 想定取組



～「住みたくなる」「投資したくなる」、「選ばれる」さっぽろ圏域へ～

さっぽろ連携中枢都市圏では、「『まちづくり』は『ひとづくり』である」との考えの下、圏域を支える人材を育成・確保し、持続可能な「まちづくり」につなげるため、民間企業や個人の皆様からいただいたご寄附を活用し、以下のような取組を積極的に行っていくと考えています。

※ 特定の取組に対する冠を付した寄附についても対応予定

「まち」で活躍する「ひと」を増やします！

- ・地元定着向上・経済活性化に向け、保育士など人材不足の職種や、「食」「観光」「環境」など幅広い分野における企業へ就職した新卒者等に対する奨学金返還支援を行います。
- ・地元就職を促すため、さまざまな業種を体験できるコースを設定したインターシップを開催します。
- ・圏域内への移住を促すため、首都圏における移住イベントの開催やSNSなどを活用した情報発信を行います。
- ・女性が働きやすい環境づくりを促すため、圏域を対象としたイベントなどを開催します。
- ・高齢者の社会参画を促すため、体験付き仕事説明会を開催するなど、高齢者の活躍の場の創出に向けた取組を行います。



「まち」の将来を担う「ひと」を育てます！

- ・地域に愛着を持つとともに、地域の課題に対応できる人材を育成するため、学生が地域に赴いて行う「地域課題」の解決策の検討・実施等を支援します。
- ・果敢にチャレンジする人材を育成するため、起業を目指す若者などを支援します。
- ・多様な感性を持ち、創造性の豊かな子どもたちを育てるため、子どもの文化芸術の鑑賞・体験機会の充実などを図ります。
- ・SDGsの視点を踏まえた人材を育成するため、子どもや若者が環境問題などについて考える場の創出を行います。



「まち」の暮らしを支える「ひと」を増やし育てます！

- ・持続可能な医療体制を維持するため、「周産期医療」※における医療従事者や救急隊員等のスキル向上に資する実地研修などを行います。
※「妊娠22週から生後7日未満」までの期間中に母児の生命に関わる緊急事態への対応も含む、産科・小児科の一貫した総合的な体制による医療
- ・年齢や障がいの有無に関わらず、生き生きと暮らすことのできる社会の実現に向けて、若年層に向けたPRも含め、介護や障がい福祉サービス分野における人材確保・定着に向けた支援を行います。



※上記に掲げる取組は2020年3月26日現在の想定です。